

沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書類添付チェック表

住宅リフォーム支援事業を申請する場合、以下の1～14の項目が必要です。

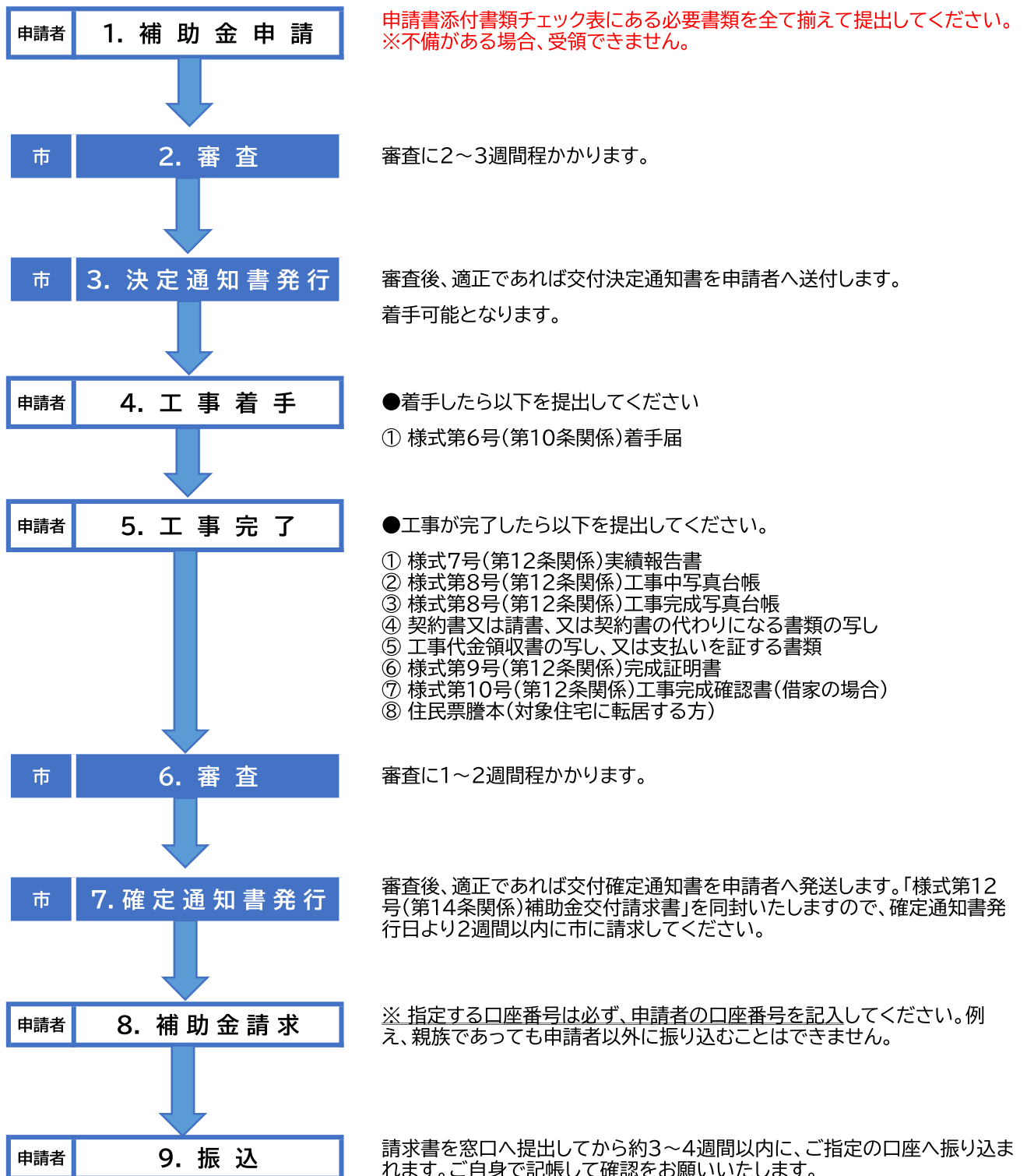
※ 下記書類以外に必要と認める書類がある場合、別途書類提出を求められることがあります。

※ 書類に不備がある場合、受理されない場合がございますのでご注意ください。

必要書類（※記入漏れがある場合受理できません。）	
申請者	1, 沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/>
	2, 留意事項 <input type="checkbox"/>
	3, 住民票謄本(市民課1階) <input type="checkbox"/> ※ ¹ 現住所と申請物件が異なる場合、工事完了までに住民票謄本の再提出をお願いいたします。 ※ ² 本籍・続柄・個人番号は掲載しない事
	4, 建物の固定資産評価証明書(資産税課2階) <input type="checkbox"/>
	1.評価証明書の内容が現在の情報と異なる⇒登記簿謄本を提出してください(法務局) 2.所有者が亡くなっている⇒申請者と所有者の関係性を確認できる戸籍謄本も提出してください(市民課)
	5, 市税の滞納のない証明書(納税課2階) <input type="checkbox"/>
	※所有者以外が申請する場合、申請者と所有者の滞納のない証明書が必要です。 ※共有名義になっている場合、共有名義の滞納のない証明書と申請者の滞納のない証明書が必要です。 ※非課税の方は資産税課にて所得課税証明書を取得してください。
	6, 保険料の滞納のない証明書(国民健康保険課1階) <input type="checkbox"/>
	① 国民健康保険加入者 国民健康保険料の滞納のない証明書
	② 後期高齢医療保険加入者 後期高齢医療保険の滞納のない証明書
③ 社会保険加入者 社会保険証の写し ※マイナンバーカードに社会保険を紐づけしている方は、マイナポータルにて医療保険の資格情報を印刷し提出をお願いいたします。	
7, その他(※必要に応じて提出する書類)	
工事承諾書(様式第3号) ※申請者と所有者が異なる場合 <input type="checkbox"/>	
空き家であることの証明書類 ※ ¹ 空き家のリフォーム申請の場合に限る。 ※ ² 市が事前に空家等として把握している住宅は誓約書の提出 <input type="checkbox"/>	
委任状 ※各書類の提出を、代理人に依頼する場合は提出 <input type="checkbox"/>	
施工業者	10, 工事費用見積書および数量の根拠となる拾い図 <input type="checkbox"/>
	①見積書 ②数量の根拠となる拾い図(手書き可) ③施工前と施工後の立面図や平面図
	11, 位置図 ※工事場所の位置がわかるもの(手書き可) <input type="checkbox"/>
	12, カタログ ※補助対象工事であることの根拠資料 <input type="checkbox"/>
	13, 工事前写真台帳(様式第2号) <input type="checkbox"/>
① 工事前の状態を詳細に写すこと ② 全景写真を必ずつけること	
14, 施工業者の本社所在地確認書類(登記簿謄本、開業届、確定申告等) <input type="checkbox"/>	

ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください

申請から補助金交付までの流れ



※ 提出物で不明な点がある場合、追加資料を提出していただく場合があります。

※ 申請後に工事の内容が変更になりましたら、速やかに「様式第5号の2(第9条関係)変更申請書」と「関係書類(変更内容がわかるもの)」を提出してください。